

発議第 3 号

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり
意見書案を提出する。

令和 2 年 6 月 25 日

廿日市市議会議長 佐々木 雄三 様

提出者 廿日市市議会議員 北 野 久 美

賛成者 〃 隅 田 仁 美

〃 〃 荻 村 文 規

〃 〃 広 畑 裕一郎

〃 〃 徳 原 光 治

〃 〃 井 上 佐智子

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

いま地方自治体には、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、複雑化した行政需要への対応が求められています。しかし、公的サービスを担う人材不足は深刻化している中、新型コロナウイルス感染症対策や近年多発している大規模災害、そのための防災・減災事業の実施など、緊急な対応を要する課題にも直面しています。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針2018」で、令和2年度の地方財政計画まで、平成30年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとしています。実際に令和2年度地方財政計画の一般財源総額は63兆4,318億円、前年度比＋1.2%と、過去最高の水準となりました。しかし、人口減少・超高齢化にともなう社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

このため、令和3年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障、感染症対策、防災、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
2. とりわけ、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。

3. 新型コロナウイルス対策として、新たに政府が予算化した「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、令和2年度の補正予算にとどまらず、感染状況や自治体における財政需要を把握しつつ、令和3年度予算においても、国の責任において十分な財源を確保すること。
4. 令和2年度から始まる会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けて、引き続き所要額の調査を行うなどして、その財源確保をはかること。
5. 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議のうえ、林業需要の高い自治体への譲与額を増額させるよう見直すこと。
6. 地域間の財源偏在性の是正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。また、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。
7. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正強化などの対策を講じるとともに、依然として4兆5,000億円強と前年度を超える規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和2年6月25日

意見書提出先

内閣総理大臣	安倍晋三宛
内閣官房長官	菅義偉宛
総務大臣	高市早苗宛
財務大臣	麻生太郎宛
経済産業大臣	梶山弘志宛
内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革担当）	北村誠吾宛
内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）	西村康稔宛

発議第4号

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和2年6月25日

廿日市市議会議長 佐々木 雄三 様

提出者 廿日市市議会議員 大 崎 勇 一

賛成者 〃 枇杷木 正 伸

〃 〃 石 塚 宏 信

〃 〃 高 橋 みさ子

〃 〃 栗 栖 俊 泰

〃 〃 有 田 一 彦

〃 〃 仁井田 和 之

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る
意見書（案）

令和元年１２月の改正給特法の成立を受け、文科省は、令和２年１月１７日に改正給特法第７条に定めた指針を告示するとともに都道府県教委等に通知しました。その後、広島県においては、給特条例・教育委員会規則が改正され、「県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」が策定されました。これらによって、４月１日から県立学校の教員の時間外勤務に上限が設けられました。当然、市町立学校の教員についても同様の法的整備が求められていることは、言うまでもありません。「学校の働き方改革」の推進は、教職員の心身の健康を守ることとともに、子どもたちへのゆたかな学びを保障することにつながります。勤務時間の上限設定は、あくまで時間外勤務に規制をかけるだけのものであり、今後、法で規定された勤務時間の上限を遵守するためには、長時間労働を解消するための実効ある具体策として教職員定数改善や業務削減が伴わなければ「働き方改革」につながりません。

また、新型コロナウイルス感染対策に係る学校再開後の対応については、教育現場に人的余裕がないため、教室を分けて少人数指導等を行うことも難しく、児童生徒に学びを保障することもままなりません。それらを行うだけの教職員数を確保するには、自治体だけでは限界があり、国の施策として法改正や財源保障をするよう、地方から国への働きかけが不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられました。自治体間の教育格差が生じることは大きな問題であり、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月25日

広島県廿日市市議会

意見書提出先

衆議院議長	大島理森宛
参議院議長	山東昭子宛
内閣総理大臣	安倍晋三宛
財務大臣	麻生太郎宛
総務大臣	高市早苗宛
文部科学大臣	萩生田光一宛